平成２７年（フ）第５１号
秋田市東通３丁目５番23号
債務者　石塚　清次
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５号
秋田市土崎港北５丁目１番15号
債務者　加藤かおり
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３号
秋田市外旭川字神田924番地
債務者　大渕　善市
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８号
福島県双葉郡広野町大字上浅見川字小松250番地１　富岡その１ＪＶ浅見川宿舎Ｂ棟―213、前住所愛知県名古屋市東区東桜１丁目10番３号　則武ビル201号
債務者　則武　達也
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第６１号
茨城県笠間市鴻巣566番地１
債務者　友部　吉男
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第６８号
茨城県常陸太田市天神林町956番地の86
債務者　岡崎　亨
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第６９号
茨城県常陸太田市天神林町956番地の86
債務者　岡崎奈美枝
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第８６号
茨城県ひたちなか市大字中根3337番地182　ヴィラ・ルミエール101号、旧住所茨城県ひたちなか市松戸町２丁目２番３号
債務者　安　勝代（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３４号
茨城県土浦市都和２丁目４番６―202号　県営都和アパート
債務者　山崎ふさ子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第５０号
茨城県土浦市右籾3030番地　室岡住宅Ｂ棟
債務者　北　数己
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第６２号
茨城県稲敷郡阿見町大字曙434番地１　県営阿見アパート４－１－３
債務者　木暮　次男
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４６号
埼玉県深谷市常盤町71番地15
債務者　田村　聡
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第７１号
金沢市大桑町平１番地１　県営住宅６棟409号
債務者　東　マツミ
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第８５号
金沢市小立野３丁目９番17号
債務者　藤原　麻美
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１０号
石川県羽咋郡志賀町高浜町クの15番地13
債務者　笹原　里枝
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第１１号
石川県羽咋市千里浜町タ１番地27　県営はまなす団地１－５
債務者　杉枝　稔
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第５１号
滋賀県守山市勝部５丁目２番10―603号
債務者　長田あつ子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
大津地方裁判所民事部